

令和8年度

工 事 設 計 書

工 事 名 中山地区水道管路緊急改善舗装工事(2工区)

工事場所 西伯郡大山町羽田井

庆鼎西南区宝鼎街道2-3-6 电话(082)256-7651 (南乙设计局设计)

1

①（低騒音型・低振動型建設機械）－
 本工事のうち施王箇所：_____については、特に生活環境を保全する必要がある
 ので、下記王種の施王に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通
 省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。
 該当王種：_____、施王機械：_____

安全対策	①（交通安全施設等） 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員A <u> </u>人 交替要員 <u> </u>人 1日あたり合計 <u> </u>人 配置日数 <u> </u>日 <u>工事全体合計</u> <u> </u>人・日 交通誘導員B <u>14</u>人 交替要員 <u> </u>人 1日あたり合計 <u> </u>人 配置日数 <u> </u>日 <u>工事全体合計</u> <u> </u>人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。 また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。
濁水処理	①（濁水処理） 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その王法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は別途協議すること。 また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知） https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1141896/120327hosouseitudan.pdf）に基づいて適正に処理すること。
建設副産物の処理	【建設発生土（処理）】 ①（他工事等流用） 建設発生土は <u> </u>市・町・村 <u> </u>地内の <u> </u>工事現場に運搬（片道運搬距離 <u> </u>km）するものとする。 ②（建設技術センター） 建設発生土は <u> </u>市・町・村 <u> </u>地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 <u> </u>km）するものとする。なお、処理費として1m³当り <u> </u>円をセンターに支払うこと。 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上） ③（民間残土受入地） 建設発生土は <u>大山</u>市 <u>町</u>村 <u>加茂</u>地内の <u>残土処理場</u>に運搬（片道運搬距離 <u>12.5</u>km）するものとする。なお、処理費として1m³当り <u>1,730</u>円を <u>（株）赤松産業</u>に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上） ④（土質改良プラント） 建設発生土は <u> </u>市・町・村 <u> </u>地内の <u> </u>に運搬（片道運搬距離 <u> </u>km）するものとする。なお、処理費として1m³当り <u> </u>円を <u> </u>に支払うこと。 土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上） 【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】 ①（分別解体等） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊 1m³当り <u> </u>円 アスファルト塊 1m³当り <u> </u>円 建設発生木材 1m³当り <u> </u>円 ②（他工事等流用） 〔Co雑割材・ <u> </u>〕は、 <u> </u>市・町・村 <u> </u>地内 <u> </u>工事で使用するものとする。

③（バイオマス発電燃料加工施設への搬出）

建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____のバイオマス発電燃料加工施設への搬出（片道運搬距離_____km）を想定し、1 t 当り_____円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。

なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、立木の所有者（鳥取県）自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者が由来を証明する場合は、鳥取県森林組合連合会が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、〔所有者（鳥取県）・伐採・運搬を行う者〕により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたっては事前に監督員に確認すること。

④（木材市場等へ売却）

建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____への搬出（片道運搬距離_____km）を想定し_____円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

⑤（再資源化施設へ搬出）

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

（施設の名称・
受入れ費用）

コンクリート塊 _____市・町・村_____地内の_____

（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円

アスファルト塊 大山 市・町・村 羽田井 地内の（有）きのえ

（運搬距離 3.5 km）、費用 1 t 当り 2,200 円

建設発生木材 _____市・町・村_____地内の_____

（運搬距離_____km）、費用 1 m³ 当り_____円

その他（_____）_____市・町・村_____地内の_____

（運搬距離_____km）、費用 1 t 当り_____円

（受入れ時間帯）

8 時～17 時（平日）

（受入れ条件）

ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。

イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。

ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径_____cm以下、長さ_____m以下であること。

エ 2 次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。

⑥（最終処理等）

_____については、_____市・町・村_____地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離_____km）を想定し、その費用として1 t 当り_____円を見込んでいる。

これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑦（産業廃棄物の処理に係る税）

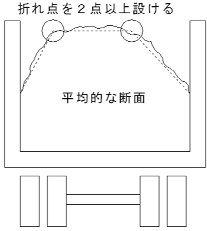
産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、_____円見込んでいる。

⑧（伐木王の数量）

伐木王は伐木王歩掛（平成27年8月12日付第201500076595号鳥取県県土整備部技術企画課長通知）に基づき参考数量で算出しているの、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑨（建設発生木材の出来形数量）

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

王 種	項 目	規 格	摘 要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2 台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量（体積（空m3））が確認出来る場合は、計測・写真管理は不要とする。	
建設発生木材 搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものではない。

⑩（マニフェスト）

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

建設副産物の使用	①（建設発生土の使用）— _____工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：_____に使用する。— ②（再生資材の使用）— ア Co雑割材は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。— イ アスファルト・コンクリート切削割等は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。— ウ 再生クラッシュラン〔規格：Rc _____〕は、使用箇所：_____に使用する。— エ 再生コンクリート砂〔規格：RS _____〕は、使用箇所：_____に使用する。— オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。— カ その他再生資材〔資材名：_____〕〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。— キ 本工事において、再生クラッシュランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該砕石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生砕石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生砕石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。— ク 本工事において、粒度調整砕石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。—
工事用道路	①（農地の一時転用について）— 本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に所轄農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。— 【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。（該当がなければ記載を削除）】— 受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。— ②（農地の賃貸借）— ア _____の用途に使用するため、_____市・町・村 _____番地を賃貸借すること。— イ 土地賃貸借契約書に「鳥取県との建設工事請負契約に基づき、土地の貸借権は鳥取県が有することとし、原状復旧の責は鳥取県が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。— ウ 賃貸人に賃貸借料を支払うこと。— エ 工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。— オ イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。—
その他	①（自社施工）— 本工事においては、（※）_____工（_____工を除く）のうち少なくとも_____千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。— ※該当する細別（レベル4）を記載する。— ②（工事名称） 工事標示板に記載する名称は、_____中山地区水道管路緊急改善舗装工事（2工区）_____とする。 なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。—

③ (景観評価)

ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。

イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

④ (工事成績評価)

【一般土木工事】 (該当しない場合は削除)

本工事は、工事成績評価要領第5の1に基づく工事成績評価の対象と〔する・しない〕。工事成績評価の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。

【建築・設備工事】 (該当しない場合は削除)

本工事は、工事成績評価要領〔第5の2・第5の3〕に基づく工事成績評価の対象と〔する・しない〕。工事成績評価の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。

ア 請負対象設計金額 (請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。) が、500万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事

イ 鳥取県の管理する道路 (道路法 (昭和27年法律第180号) 第2条第1項に規定する道路に限る。) ・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和26年法律第97号) 第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。) することを目的として発注された工事 (年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理工事)

ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事

エ 機器の納品、部品取替等の建設工事 (融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等)

オ 工事目的物を伴わない建設工事 (旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等)

⑤ (監督体制)

本工事の監督体制は〔一般・重点〕監督とする。

重点監督の王種は_____とし、その他の王種は一般監督とする。

なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥ (三者協議)

本工事は、 (対象工事の区分を記載) 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。 (重点監督工事等に適用)

⑦ (技能士常駐)

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象王種が含まれており、該当王種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

ア 技能士種別: _____ 技能士、該当王種: _____ 王、特記事項根拠: _____ 頁

イ 技能士種別: _____ 技能士、該当王種: _____ 王、特記事項根拠: _____ 頁

ウ 技能士種別: _____ 技能士、該当王種: _____ 王、特記事項根拠: _____ 頁

⑧ (電子納品)

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。

電子納品に当たっては、<https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」 (以下「ガイドライン」という。) に従い適正に納品すること。

オンライン電子納品を実施する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新のオンライン電子納品試行要領 (令和6年6月12日付第202400071599号技術企画課長通知) に従うこと。

⑨ (情報共有システム)

情報共有システム (以下「システム」という。) を利用すること。

ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」 (平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知) に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

その他の

⑪（建設機械の賃料の採用単価）

建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン、高所作業車及び橋梁点検車は、通常単価を採用し、その他の建設機械は長期割引単価を標準としている。

通常単価を採用した建設機械〔無し・有り（ ）〕

⑫（現場環境改善）

【災害復旧工事以外】（該当しない場合は削除）

本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と〔する・しない〕

下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの実施内容を実施すること。

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。

1内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 昇降設備の充実、2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実、4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策 5. （港湾・漁港工事のみ）防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等

【災害復旧工事】（該当しない場合は削除）

現場環境改善費における主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

⑬（熱中症対策）

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報（最高気温35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

⑭ (現場管理費補正)―

【治山工事、林道工事以外】 (該当しない場合は削除)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領(令和元年6月12日付第201900066875号県土整備部長通知)の対象工事である。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を王期末の14日前までに提出すること。

【治山工事、林道工事】 (該当しない場合は削除)

本工事は、治山事業及び林道事業における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領(令和元年7月31日付第201900109943号農林水産部森林・林業振興局長通知及び第201900108860号県土整備部治山砂防課長通知)の対象工事である。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/318163.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規程に従い、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を王期末の14日前までに提出すること。

⑮ (日本芝生産地への配慮)―

日本芝の生産に配慮した植生王について(令和2年2月27日付第201900299342号県土整備部長通知)(<https://www.pref.tottori.lg.jp/290178.htm>)に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生王にパミューダグラスの使用を禁止する。

ア―〔張芝王・筋芝王〕は、日本芝の〔野芝・高麗芝〕を使用すること。

イ―〔植生基材吹付王・客土吹付王・種子散布王・枠内吹付王〕に使用する種子に「パミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。

ウ―〔わら芝王・植生シート王・植生マット王〕に使用する種子に「パミューダグラス」は使用しないこと。パミューダグラスの代替えの種子として〇〇を使用し、材料費として1m2当り〇〇円を見込んでいる。

⑯ (ICT活用工事[受注者希望型(LightICTを含む)])―

本工事は、受注者希望型(LightICTを含む)の対象工事であるので、最新の「ICT活用工事特記仕様書(受注者希望型)」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm>を参照すること。

⑰ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)―

本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。

安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm>に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

⑱ (標示板の設置)―

本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)」と標記すること。

標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について(令和3年6月1日付け国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長事務連絡)を参考にすること。

⑲ (CCUS活用推奨工事[受注者希望型])―【災害復旧工事、受託工事は対象外(当該項目を削除する)】―

本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUSの活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事(受注者希望型)特記仕様書」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm>を参照すること。

⑳ (遠隔臨場)―

本工事は、遠隔臨場の対象工事である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。

その他

㊦ (快適トイレの試行)

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事、港湾工事、漁港工事以外】(該当しない場合は削除)
快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事】(該当しない場合は削除)

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

その他

2. 【港湾工事、漁港工事】（該当しない場合は削除）

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※1までを原則とするが、監督職員と協議により必要と認められる場合は、増設できるものとする。

また、運搬・設置・撤去費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※1より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わないものとする。

ただし、海上運搬を伴う運搬・設置・撤去費用については、別途共通仮設費に積上げ計上※2するものとする。

※1 施工箇所が点在する工事など、トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

※2 快適トイレの海上運搬費用については、1回あたり当該工事で使用する作業船供用損料0.5日分の費用を計上するものとする。なお、他の資材と混在して運搬する際には、快適トイレ個別での運搬費用は計上しない。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とする。

㉓（大型コンクリートブロック積擁壁）

大型ブロック及び基礎コンクリートは〇〇〇〇〇〇〇（製品名を記載）（以下「想定製品」という。）同等以上の品質を有すること。なお、想定製品以外の製品を使用する場合は、その製品に合わせた構造図、展開図等の作成及び擁壁高が8.0mを超える場合は地震時の安定性の検討を行い、事前に監督員の承諾を得ること。

㉔（けんせつトリピーのデザイン使用）

鳥取県が著作権を有するけんせつトリピーのデザインは、工事看板、工事案内チラシ等、工事をPRする目的に無料で使用できるので、積極的に活用すること。使用に当たっては、鳥取電子申請サービスから届出を行うこと。（届出送信後は、すぐに画像データを使用可能となる。）
鳥取電子申請サービス<https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/>（けんせつトリピーで検索）



㉕（下請契約等）

下請契約を締結する場合は、最新の鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（<https://www.pref.tottori.lg.jp/211686.htm>）に基づき、適正な下請契約とすること。

また、適切な賃金水準の確保と社会保険等への加入の徹底に努めること。

（<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/873746.htm#itemid873746>参照）

㉖（中東情勢の変化に伴う建設資材の設計変更）

本工事は、供給の偏りや流通の日詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）の調達に必要な経費について設計変更の対象工事である。

設計変更を希望する場合は、調達公告時点で最新の中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領（<https://www.pref.tottori.lg.jp/117322.htm>）に基づき、監督員と協議すること。

本工事における調達検討資材は下表を想定している。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。

調達検討資材

資材名	規格	設計数量	単価適用年月
塩化ビニル管	φ〇〇mm	〇〇m	R〇. 〇
塗料用シンナー	〇〇用シンナー	〇〇L	R〇. 〇

※工事内容に応じて調達検討資材を記載すること

㉗（濁水処理費について）

舗装の切断作業時に発生する排水の処理に係る費用は、別途協議により対応します。

第 1 総 括

本工事の仕様指示に当り、その優先順位を次の通りとする。

1. 特記仕様書
2. 水道工事標準仕様書（平成 22 年 日本水道協会発行による。）
3. 共通仕様書（令和 6 年 4 月 1 日 鳥取県土木工事共通仕様書による。）
4. 工事図面（別添の通り）
5. 工事明細書（別添の通り）
6. その他指示事項

第 2 特 記 仕 様 書

1. 工 事 名 中山地区水道管路緊急改善舗装工事（2 工区）
2. 工事場所 西伯郡 大山町 羽田井
3. 工 期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
4. 工事概要 本工事の概要は、次の通りである。

工 種	構 造	形 状 寸 法	数 量
舗 装 復 旧 工 事			1 式
給 水 舗 装 復 旧 工 事			1 式

5. その他

（1）転圧工

埋戻用………… タンパ 20cm×5回転圧
路盤用………… タンパ 10cm×10回転圧

（2）成果品

提出すべき成果品は、別添『工事施工管理基準仕様書』によるものとし、提出部数は 1 部とする。

（3）用地及び付帯工事

工事に必要な材料置場、仮設道水路等一切の敷地、及びこれに伴う費用、付帯する工事等は、すべて請負者において処置しなければならない。

（4）工事用機械

- ① 施工中の重機械の搬出は、監督員と協議のうえ行うこと。
- ② 工事の遂行上監督員が必要と認め指示した重機械は、直ちに搬入しなければならない。

（5）施工管理

別添『工事施工管理基準仕様書』による。

（6）道路

資材機械等の運搬に際し既存道路、及び構造物等を破損した場合は、請負者の負担において速やかに補修し、通行に支障がないようにしなければならない。

なお、交通制限等の必要のある場合は、あらかじめ監督員の承認を受け、且つ所要の手続きは、監督員を経由して関係機関に行うものとする。

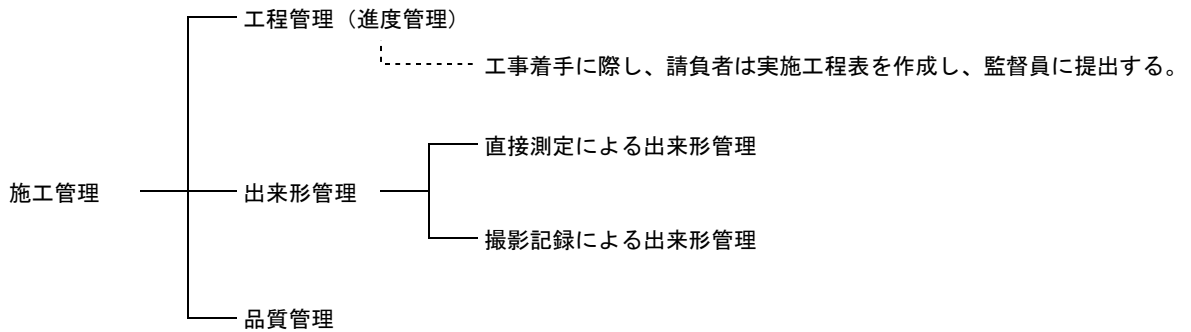
(7) その他補償工事等

- ①地区内にあるNTT柱、中電柱等及び諸施設の移転について工事の工程で本工事に不都合を生ずる場合は事前に監督員に連絡し、みだりに関係諸機関の了解を受けずに移動若しくは取り除いてはならない。
- ②工事中諸施設を破損した場合は、完成者及び関係各機関に遅滞なく届け出るとともに、その指示により請負者において処理し、監督員に速やかに報告すること。
- ③工事施工に伴い、地区内の農業用小施設及び物件（ハデ木小屋・サイロ・立木等）の取り払い移動については監督員の指示により施工しなければならない。
- ④工事中に重機械等の移動等により工事完成部を破損した場合等は、速やかに監督員に届け、直ちに修復しなければならない。この場合、監督員の確認が必要である。
- ⑤工事施工について、その期間中所定の様式に従い、日報を提出しなければならない。
- ⑥工事打合せ事項は、所定の様式により打合せしなければならない。
打合せ簿に記載されない事項については変更の対象としない。

工事施工管理基準仕様書

1. この施工管理基準は、土木工事の施工の近代化に即応して工事の出来形及び品質の向上を図るため、請負者が実施する施工管理の基準を示すものである。

2. 施工管理の基本構成は、次のとおりである。



（１）工程管理とは、指定期日、手持資材を考慮し、工事施工達成に必要な作業の手順及び日程を定め、工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討し、必要な処理を取ることをいう。

（２）直接測定による出来形管理とは、工事の出来形を把握するため工作物の寸法、凸凹、勾配基準高等を施工の順序に従って直接測定し、逐次その結果一覧表に記録し、常により的確な管理を行うことをいう。

（３）撮影記録による出来形管理とは、出来形測定、品質管理を実施した場合、又は施工段階及び施工の進行過程を確認するため必要に応じ撮影記録を行うことをいう。

（４）品質管理とは、資材等の品質を把握するため物理的、化学的試験を実施し、その都度その結果を管理図表、又は結果一覧表に記録し、常により的確な管理を行うことをいう。

3. 施工管理の実施に当たって、請負者は、当該工事に施工管理責任者を定め、監督者に通知するものとする。施工管理を掌握し、この基準に従い善良な管理を実施しなければならない。

（１）出来形管理、品質の実施は、次項４によるものとする。なお、本仕様書に明示されていない事項については、監督者の指示によるものとする。

（２）施工管理は工事の進行に伴い、速やかに実施し、その結果を監督員に報告し、確認を受けるものとする。監督員は請負者の管理記録を重視（書類チェック）し、必要に応じランダムに現場で検討を行うものとする。

（３）出来形測定及び試験等の測定値がはなはだしく偏向する場合、ばらつきが大きい場合は、その原因を是正し常に所要の品質規格が得られるよう努めなくてはならない。

（４）竣工検査、記載部分検査に際しては、管理図表、又は結果一覧表等を整備し、提出するものとする。

4. 施工管理基準及び管理方式

(1) 直接測定による出来形管理

- ① 不可視部分の測定に当たっては、測定時期を逸しないよう特に注意しなければならない。
- ② 出来形測定に当たっては、測定誤差等を極力少なくするように努め、測定機器を常に点検整備しておかなければならない。
- ③ 出来形測定管理は、出来形管理基準により行うものとする。

(2) 撮影記録による出来形管理

- ① 工事写真は、工事そのものが設計図書どおり施工されたかどうかの点を確認、又は判定するための重要な証拠資料となるものであるから、誰が見ても形状寸法等が明確に把握でき、場所、時期等の確認判定ができるよう撮影しなければならない。
- ② 写真撮影は、撮影管理基準によるものとする。

(3) 品質管理

① コンクリート関係

- 1) 品質管理の結果は、その都度施工管理記録に整理し、監督員に提出しその承認を受けるものとする。
- 2) 品質管理の結果は、直ちに施工管理に反映させて常に所要の品質規格が得られるように努めなければならない。
- 3) 品質管理を必要とする項目及び(測定)基準は、品質基準により行うものとする。

② 二次製品関係

- 1) J I S規格製品は、コンクリートの配合表筋等の規格証明書製品の強度試験実施時の写真を添付した報告書を管理基準の内容のものと照合、確認するものとする。
- 2) 形状、外観は現場搬入時において確認しなければならない。
- 3) J I S規格同等品、及びJ I S規格外製品についてもJ I S規格製品に準じ試験を行い、試験結果を提出し、品質の確認を受けなければならない。
- 4) 製品には、原則として製造工場、又はその略写呼名及び製造年月日を明示したものとする。

工 事 費 明 細 書

中山地区水道管路緊急改善舗装工事(2工区)

区分	種目別	施設別	工 種 別	単位					備 考	
					数 量	金 額	数 量	金 額		
工事費	本工事費		舗装復旧工事	式	1.0				第1号明細書	
			給水舗装復旧工事	式	1.0				第2号明細書	

舗装復旧工事 設計書

- (2) 工種別構造図一

- 本工事は、既設配水管φ200mmの布設替後に仮復旧されている舗装の本復旧工事を行うものである。

- 1/1 -

第 2 号明細書

給水舗装復旧工事 設計書

- ## 1、設計図面との対象番号

(1)一般平面図—

(2)工種別構造図一

- ## 2、工事計画概要

本工事は、給水管の布設替後に仮復旧されている舗装の本復旧工事を行うものである。

第 2 号明細書

[illegible]

一 位 代 価 一 覧 表

[illegible]

舗装版切断
アスファルト舗装版, 15cm以下, -, -

【土木工事標準積算基準書(道路編)(R8)】 IV-3-③-3 積算単位: m

D-1 頁0004

【土木工事標準積算基準書(道路編)(R8)】IV-3-③-3 積算単位: m

区分	代 表 機 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K	機械	14.4			
東京					
K1	コンクリートカッター〔ハキーム式(超低騒音型)・湿式・エンジン駆動〕 通称(切削深)20cm級7'レート' 径φ56cm	9.8			
東京					
R	労務	58.9			
東京					
R1	特殊作業員	20.2			
東京					
R2	土木一般世話役	10.89			
東京					
R3	普通作業員	9			
東京					
Z	材料	26.7			
東京					
Z1	コンクリートカッター(7'レート') 径18インチ(450mm)	22.47			
東京					
Z2	ガソリン レキ・ユースタント	2.88			
東京					

舗装版切断
アスファルト舗装版, 15cm以下, -, -

【土木工事標準積算基準書(道路編)(R8)】 IV-3-③-3 積算単位: m

D-1 頁0005

【土木工事標準積算基準書(道路編)(R8)】IV-3-③-3 積算単位: m

[illegible]

第 D-2号 代価表

舗装版破碎

アスファルト舗装版, 無し, 不要, 15cm以下, -, 有り

施工パッケージ

D-2

頁0006

【土木工事標準積算基準書(道路編)(R8)】IV-3-②-5

積算単位: m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K 東京	機械	12. 28			
K1 東京	パッキン資材 [70-7型後方超小旋回型] 山積0.45m3(平積0.35m3)(施P)	12. 28			
R 東京	労務	81. 66			
R1 東京	土木一般世話役	29. 51			
R2 東京	運転手(特殊)	27. 76			
R3 東京	普通作業員	24. 39			
Z 東京	材料	6. 06			
Z1 東京	軽油 小型ロー(ベト給)	6. 06			
	*** 単位当り ***				

第 D-2号 代価表

舗装版破碎

アスファルト舗装版, 無し, 不要, 15cm以下, -, 有り

施工パッケージ

D-2

頁0007

【土木工事標準積算基準書(道路編)(R8)】IV-3-②-5

積算単位: m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
	積算単価 (地区: 009 米子09 (31 鳥取県)/2026-07-10)				
	標準単価				

ハックホウ 山積0.28m3[平積0.2m3]

施工代価表

頁0001

100 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	1.9	人			
普通作業員	5	人			
バックホ運転 山積0.28m3〔平積0.2m3〕	11.1	h			
諸雑費	1	式			端数処理
【 合 計 】	100	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

発生土運搬工
ダンプトラック10t積 バックホウ山積0.45m³[平積0.35m³] (クレーン付2.9t吊)又はクレーン無 DID区間なし 12.5km以下 タイヤ良好

施工代価表

頁0002

100 m³ 相当

[illegible]

第 D-5号 代価表

アスファルト塊・コンクリート塊(無筋)運搬工
タンブトラック10t積 バックホウ山積0.45m3〔平積0.35m3〕(クレーン付2.9t吊)又はクレーン無 DID区間なし 3.5km以下 タイ付良好

施工代価表

D-5 頁0003

100 m3 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
タンブトラック運転	2.47	日			1.9*(1+0.3)
【 合計 】	100	m3			
【 単位当り 】	1	m3			

第 D-6号 代価表

表層 (車道・路肩部)
1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mmを超え70mm以下),60,アスファルト合材
再生密粒度アスコン(13),アライコート PK-3

施工パッケージ

D-6 頁0008

【土木工事標準積算基準書(道路編)(R8)】 IV-1-②-12 積算単位：m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K	機械	0.35			
東京					
K1	振動ロー(舗装用)〔バド・ガイド式〕 運転質量0.5～0.6t	0.2			
東京					
K2	振動コンパクタ〔前進型〕 通称40～60kg級	0.11			
東京					
R	労務	41.84			
東京					
R1	特殊作業員	20.47			
東京					
R2	普通作業員	12.23			
東京					
R3	上木一般世話役	3.69			
東京					
Z	材料	57.81			
東京					
Z1	アスファルト合材 再生密粒度アスコン(13)	53.94			
東京					

第 D-6号 代価表

表層（車道・路肩部）
1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚50mmを超え70mm以下), 60, アスファルト合材
再生密粒度アスコン(13), プライムコート PK-3

施工パッケージ

D-6 頁0009

【土木工事標準積算基準書(道路編)(R8)】 IV-1-②-12 積算単位：m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
Z2 東京	アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用	3. 67			
Z3 東京	ガソリン レギュレーター	0. 15			
Z4 東京	軽油 小型ローリー(バト給)	0. 03			
	*** 単位当り ***				
	積算単価（地区：009 米子09（31 鳥取県）／2026-07-10）				
	標準単価				

第 D-7号 代価表

表層（車道・路肩部）
1. 4m以上3. 0m以下, 60, アスファルト合材 再生密粒度アスコン(13), プライムコート PK-3

施工パッケージ

D-7 頁0010

【土木工事標準積算基準書(道路編)(R8)】 IV-1-②-12 積算単位：m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K 東京	機械	1. 55			
K1 東京	アスファルトフィニッシャー [スレイプ型] 舗装幅1. 4～3. 0m(施P)	0. 99			
K2 東京	振動ローザ貨料(搭乗・コンバインド式) 質量3～4t(排出ガス1・2次、低騒音型 含)(施P)	0. 2			
K3 東京	タイヤローザ貨料[排対型(1次・2次)] 質量3～4t(排出ガス1・2次、低騒音型 含)(施P)	0. 18			
R 東京	労務	15. 08			
R1 東京	普通作業員	5. 15			
R2 東京	運転手(特殊)	3. 51			
R3 東京	特殊作業員	3. 45			
R4 東京	土木一般世帯役	1. 24			

第 D-7号 代価表

表層（車道・路肩部）

1. 4m以上3. 0m以下, 60, アスファルト合材 再生密粒度アスコン(13), プライムコート PK-3

施工パッケージ

D-7

頁0011

【土木工事標準積算基準書(道路編)(R8)】 IV-1-②-12

積算単位：m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
Z 東京	材料	83. 37			
Z1 東京	アスファルト合材 再生密粒度アスコン(13)	76. 07			
Z2 東京	アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用	6. 98			
Z3 東京	軽油 小型ローリー(ﾊﾞｯｸ給)	0. 29			
	*** 単位当り ***				
	積算単価（地区：009 米子09（31 鳥取県）／2026-07-10）				
	標準単価				

第 D-8号 代価表

表層（車道・路肩部）

1. 4m未満(1層当り 平均仕上り厚50mm以下), 50, アスファルト合材 再生密粒度アスコン(13), プライムコート PK-3

施工パッケージ

D-8

頁0012

【土木工事標準積算基準書(道路編)(R8)】 IV-1-②-12

積算単位：m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K 東京	機械	0. 42			
K1 東京	振動ロー(舗装用)〔ﾊﾞｯｸﾞｻｲﾄﾞ式〕 運転質量0. 5～0. 6t	0. 23			
K2 東京	振動ｺﾝﾊﾟｸﾀ〔前進型〕 通称40～60kg級	0. 13			
R 東京	労務	44. 56			
R1 東京	特殊作業員	19. 7			
R2 東京	普通作業員	14. 12			
R3 東京	上木一般世話役	4. 27			
Z 東京	材料	55. 02			
Z1 東京	アスファルト合材 再生密粒度アスコン(13)	50. 19			

第 D-8号 代価表

表層（車道・路肩部）
1. 4mm未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下), 50, アスファルト合材 再生密粒度
アスコン(13), プライムコート PK-3

施工パッケージ

D-8 頁0013

【土木工事標準積算基準書(道路編)(R8)】 IV-1-②-12 積算単位：m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
Z2 東京	アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用	4. 6			
Z3 東京	ガソリン レギュレーター	0. 17			
Z4 東京	軽油 小型ローリー(バト給)	0. 03			
	*** 単位当り ***				
	積算単価（地区：009 米子09（31 鳥取県）／2026-07-10）				
	標準単価				

第 D-9号 代価表

表層（車道・路肩部）
1. 4mm以上3. 0m以下, 50, アスファルト合材 再生密粒度アスコン(13), プライムコート PK-3

施工パッケージ

D-9 頁0014

【土木工事標準積算基準書(道路編)(R8)】 IV-1-②-12 積算単位：m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
K 東京	機械	1. 55			
K1 東京	アスファルトフィニッシャー [スレイプ型] 舗装幅1. 4～3. 0m(施P)	0. 99			
K2 東京	振動ローザ質料(搭乗・コンバインド式) 質量3～4t(排出ガス1・2次、低騒音型 含)(施P)	0. 2			
K3 東京	タイヤローザ質料[排対型(1次・2次)] 質量3～4t(排出ガス1・2次、低騒音型 含)(施P)	0. 18			
R 東京	労務	15. 08			
R1 東京	普通作業員	5. 15			
R2 東京	運転手(特殊)	3. 51			
R3 東京	特殊作業員	3. 45			
R4 東京	土木一般世帯役	1. 24			

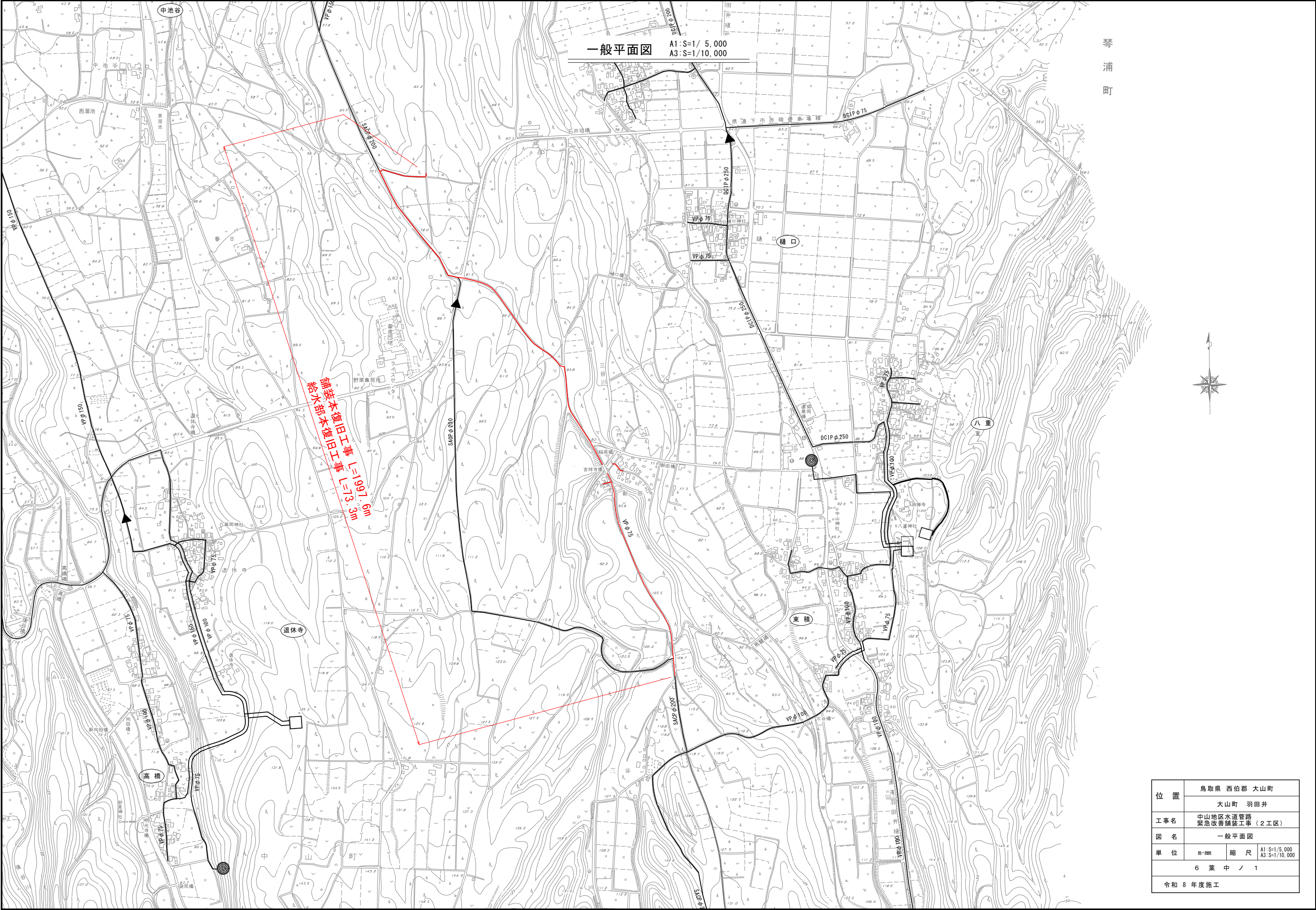
第 D-9号 代価表

表層（車道・路肩部）
1. 4m以上3. 0m以下, 50, アスファルト合材 再生密粒度アスコン(13), プライムコート PK-3

施工パッケージ

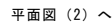
【土木工事標準積算基準書(道路編)(R8)】 IV-1-②-12 積算単位：m2

区分	代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	補正式	備 考
Z 東京	材料	83. 37			
Z1 東京	アスファルト合材 再生密粒度アスコン(13)	76. 07			
Z2 東京	アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用	6. 98			
Z3 東京	軽油 小型ローリー(ノット給)	0. 29			
	*** 単位当り ***				
	積算単価（地区：009 米子09（31 鳥取県）／2026-07-10）				
	標準単価				



位 置	鳥取県 西伯郡 大山町		
	大山町 羽田井		
工事名	中山地区水道管路 緊急改善舗装工事（2工区）		
図 名	一般平面図		
単 位	m・mm	縮 尺	A1: S=1/5,000 A3: S=1/10,000
6 葉 中 / 1			
令和 8 年度施工			

A1 : S=1/1000
A3 : S=1/2000



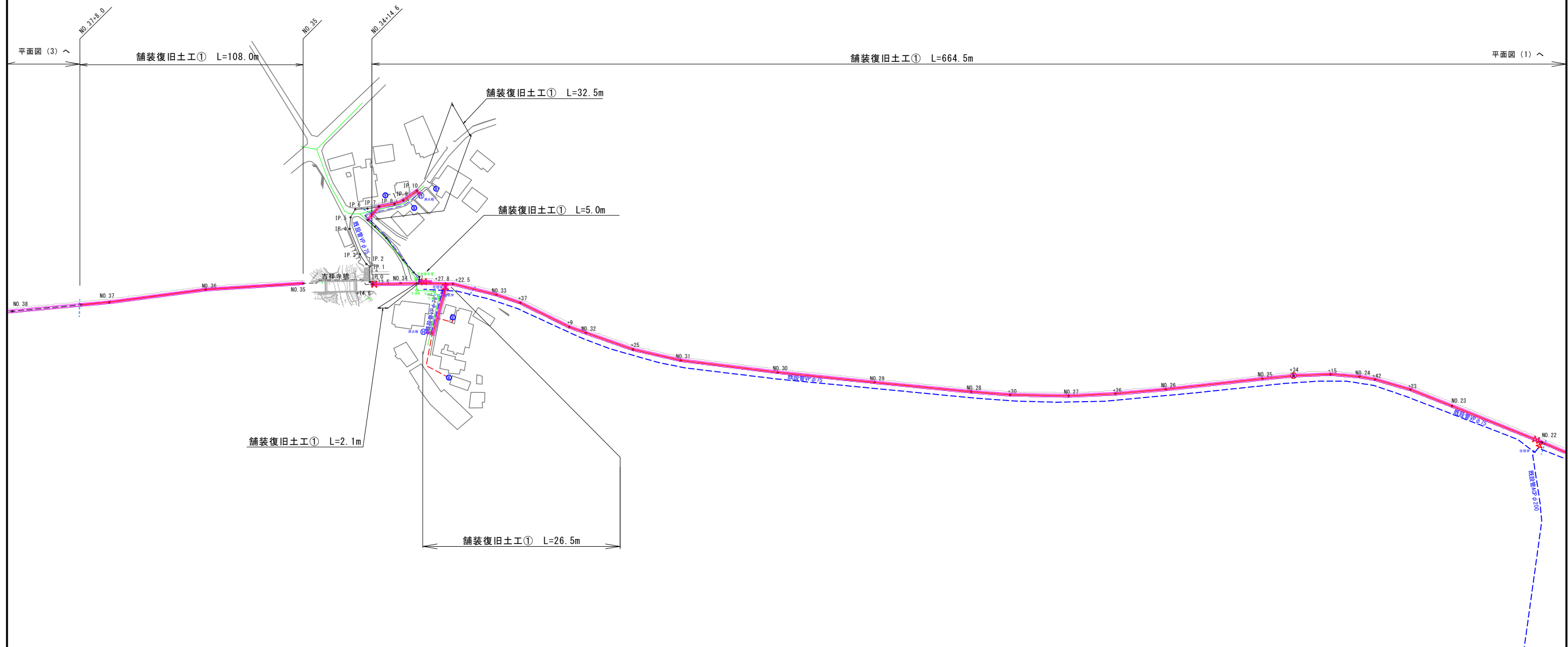
鋪裝復旧土工①
L=664.5m

鋪裝 1 工區

線種 凡例	
	新設配水管 (R4施工済)
	新設配水管 (R5施工予定)
	新設給水管 (R4施工済)
	既設水道管
	畑地灌漑用水管
	下水道管
	本舗装

位 置	鳥 取 県 西 伯 都 大 山 町	
	大 山 町 羽 田 井	
工 事 名	中 山 地 区 水 道 管 路 緊 急 改 善 舗 装 工 事（2 工 区）	
図 名	舗 装 復 旧 平 面 図（1）	
単 位	m・mm	縮 尺 A1:S=1/1,000 A3:S=1/2,000
6 葉 中 ノ 2		
令和 8 年 度 施 工		

鋪裝復旧平面図 (2) A1:S=1/1000
A3:S=1/2000

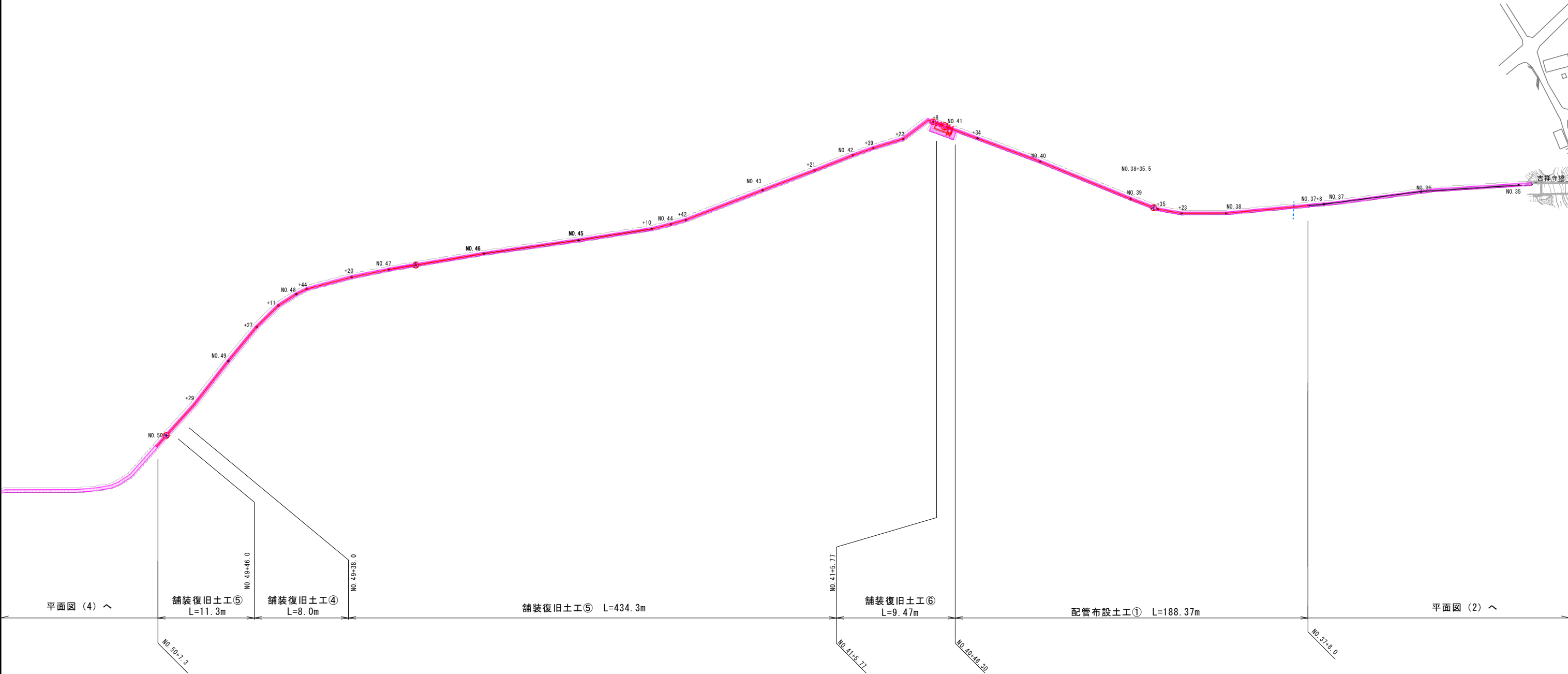


線種 凡例	
	新設配水管 (R4施工済)
	新設配水管 (R5施工予定)
	新設給水管 (R4施工済)
	既設水道管
	畑地灌漑用水管
	下水道管
	本舗装

位 置	鳥取県 西伯郡 大山町		
	大山町 羽田井		
工事名	中山地区水道管路 緊急改善舗装工事（2工区）		
図 名	舗装復旧平面図（2）		
単 位	m・mm	縮 尺	A1: S=1/1,000 A3: S=1/2,000
6 葉 中 ノ 3			
令和 8 年度施工			

舗装復旧平面図（3）

A1:S=1/1000
A3:S=1/2000



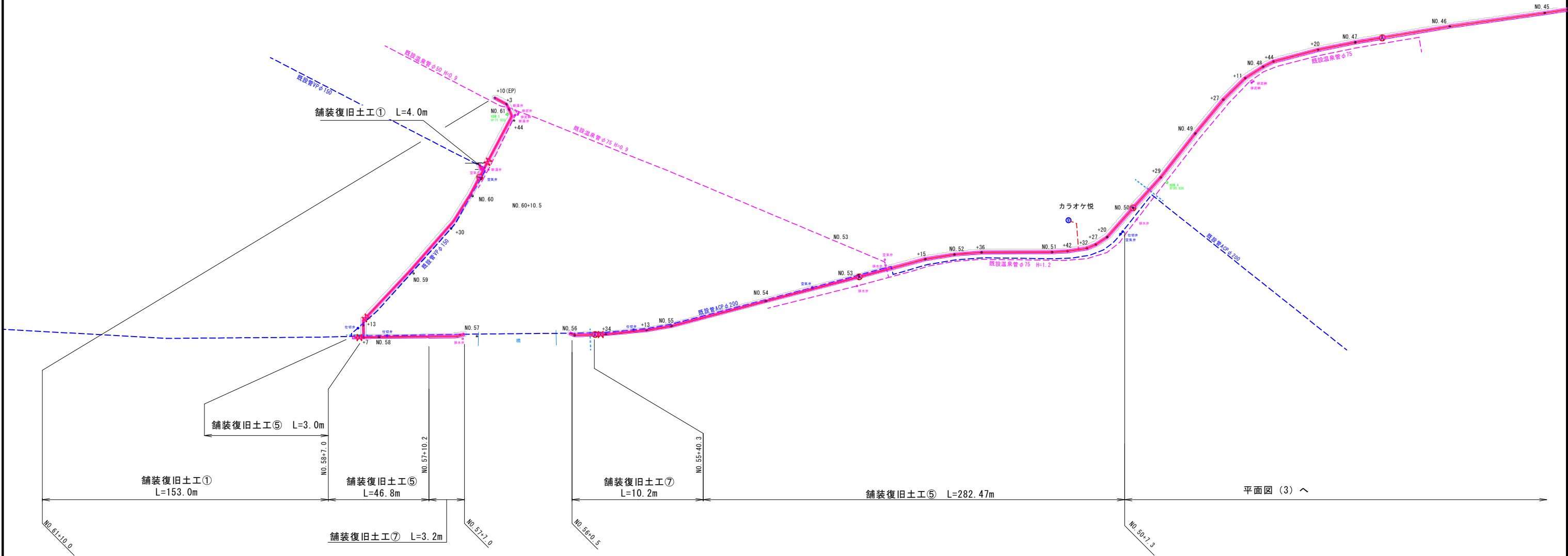
線種 凡例	
—	新設配水管（R4施工済）
—	新設配水管（R5施工予定）
- - -	新設給水管（R4施工済）
- - -	既設水道管
- - -	畑地灌漑用水管
—	下水道管
—	本舗装

位 置	鳥取県 西伯郡 大山町		
	大山町 羽田井		
工事名	中山地区水道管路 緊急改善舗装工事（2工区）		
図 名	舗装復旧平面図（3）		
単 位	m・mm	縮 尺	A1:S=1/1,000 A3:S=1/2,000
6 葉 中 ノ 4			
令和 8 年度施工			



舗装復旧平面図（４）

A1:S=1/1000
A3:S=1/2000



- 【注記】
- 1) 既設管位置、埋設深度については施工当時の資料により推定したものである。
- 2) 既設管との連絡に当たっては、試掘により管種・口径・埋設深度を確認し、接続位置並びに接続方法を検討すること。
- 3) 石綿管の切断に当たっては、施工基準や法規に則り、施工を行うこと。

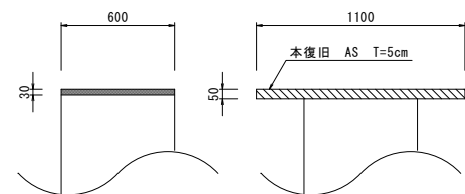
位 置	鳥取県 西伯郡 大山町		
	大山町 羽田井		
工事名	中山地区水道管路 緊急改善舗装工事（2工区）		
図 名	舗装復旧平面図（4）		
単 位	m・mm	縮 尺	A1:S=1/1,000 A3:S=1/2,000
6 葉 中 ノ 5			
令和 8 年度施工			

舗装復旧断面図

A1:S=1/20
A3:S=1/40

舗装復旧土工 ①

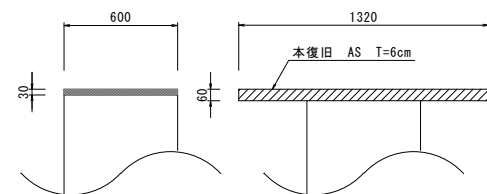
取 壊 本 復 旧



舗装切断工	(m/m)	As、t=15cm以下	1.00
舗装取壊積込工	(m^2/m)	As、t=10cm以下	1.10
床掘工	(m^2/m)	機 械	0.01
残土処理工	(m^3/m)	土砂	0.01
		A s 塊	0.04
産廃処分量	(m^3/m)	土砂	0.01
産廃処分量	(t/m)	A s 塊	0.09
舗装復旧工	(m^2/m)	再生密粒As、t=5cm	1.10

舗装復旧土工 ④

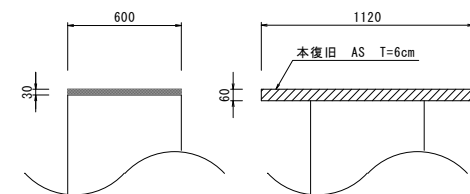
取 壊 本 復 旧



舗装切断工	(m/m)	As、t=15cm以下	1.00
舗装取壊積込工	(m^2/m)	As、t=10cm以下	1.32
床掘工	(m^2/m)	機 械	0.02
残土処理工	(m^3/m)	土砂	0.02
		A s 塊	0.06
産廃処分量	(m^3/m)	土砂	0.02
産廃処分量	(t/m)	A s 塊	0.14
舗装復旧工	(m^2/m)	再生密粒As、t=6cm	1.32

舗装復旧土工 ⑤

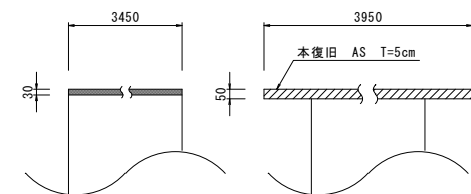
取 壊 本 復 旧



舗装切断工	(m/m)	As、t=15cm以下	1.00
舗装取壊積込工	(m^2/m)	As、t=10cm以下	1.12
床掘工	(m^2/m)	機 械	0.02
残土処理工	(m^3/m)	土砂	0.02
		A s 塊	0.05
産廃処分量	(m^3/m)	土砂	0.02
産廃処分量	(t/m)	A s 塊	0.12
舗装復旧工	(m^2/m)	再生密粒As、t=6cm	1.12

舗装復旧土工 ⑥

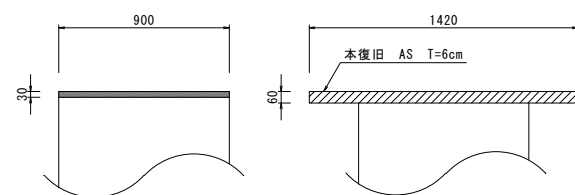
取 壊 本 復 旧



舗装切断工	(m/m)	As、t=15cm以下	1.00
舗装取壊積込工	(m^2/m)	As、t=10cm以下	3.95
床掘工	(m^2/m)	機 械	0.07
残土処理工	(m^3/m)	土砂	0.07
		A s 塊	0.13
産廃処分量	(m^3/m)	土砂	0.07
産廃処分量	(t/m)	A s 塊	0.31
舗装復旧工	(m^2/m)	再生密粒As、t=5cm	3.95

舗装復旧土工 ⑦

取 壊 本 復 旧

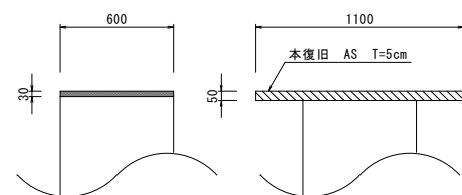


舗装切断工	(m/m)	As、t=15cm以下	1.00
舗装取壊積込工	(m^2/m)	As、t=10cm以下	1.42
床掘工	(m^2/m)	機 械	0.03
残土処理工	(m^3/m)	土砂	0.03
		A s 塊	0.06
産廃処分量	(m^3/m)	土砂	0.03
産廃処分量	(t/m)	A s 塊	0.14
舗装復旧工	(m^2/m)	再生密粒As、t=6cm	1.42

舗装復旧土工 ①

給水

取 壊 本 復 旧



舗装切断工	(m/m)	As、t=15cm以下	2.00
舗装取壊積込工	(m^2/m)	As、t=10cm以下	1.10
床掘工	(m^2/m)	機 械	0.01
残土処理工	(m^3/m)	土砂	0.01
		A s 塊	0.04
産廃処分量	(m^3/m)	土砂	0.01
産廃処分量	(t/m)	A s 塊	0.09
舗装復旧工	(m^2/m)	再生密粒As、t=5cm	1.10

位 置	鳥 取 県 西 伯 郡 大 山 町		
	大 山 町 羽 田 井		
工 事 名	中 山 地 区 水 道 管 路 緊 急 改 善 舗 装 工 事 (2 工 区)		
図 名	舗 装 復 旧 断 面 図		
単 位	m・mm	縮 尺	A1: S=1/20 A3: S=1/40
	6 葉 中 ノ 6		
令 和 8 年 度 施 工			